

○ 将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示（基本的な考え方）

表示時点で未だ現実のものとなっておらず、将来の需給状況等の不確定な事情に応じて変動し得るものであり、（過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示と比較して、）表示方法自体に、表示と実際の販売価格が異なることにつながるおそれが内在しているといわざるを得ない
 → 販売することが確かな場合（需給状況等が変化しても販売することとしている場合など）以外、基本的に行うべきではない

○ 景品表示法上の考え方

・ 有利誤認表示となるおそれ → 比較対照価格とされた将来の販売価格で販売する（※1）**確実な予定**（※2）を有していない場合

※1「比較対照価格とされた将来の販売価格で販売する」→ 一般的な販売活動において販売すること（比較対照価格の根拠を形式的に整える手段である場合は該当しない）

※2「**確実な予定**」を有している → 合理的かつ確実に実施される販売計画をセール期間を通じて有していること

○ 考慮事項

・ 比較対照価格とされた将来の販売価格で実際に販売している場合は、通常、合理的かつ確実に実施される販売計画に基づいて販売しているものであると推測される

・ 特段の事情が存在しないにもかかわらず、当該将来の販売価格で販売していない場合には、通常、合理的かつ確実に実施する販売計画を有していないと推認される → 表示開始時点から有利誤認表示であるものとして取り扱う（消費者庁による景品表示法適用において考慮）

・ 合理的かつ確実に実施する販売計画を有していたことを示す資料やデータを有し、**特段の事情が存在する**（※3）（※4）等の場合には合理的かつ確実に実施する販売計画を有していなかったことは推認されない → **有利誤認表示であるものとして取り扱うことはない**

※3「**特段の事情が存在する**」と認められる → 販売できなくなったことが事業者の責に帰することができない不可抗力を原因とする場合を例示

※4「**特段の事情が存在する**」とは認められない → 合理的に予見できないものであったとはいえない場合を例示

○ 将来の販売価格での販売期間

・ 特段の事情が存在しないにもかかわらず、将来の販売価格で販売したのが**ごく短期間**（※5）であった場合には、通常、合理的かつ確実に実施する販売計画を有していないと推認される → 表示開始時点から有利誤認表示であるものとして取り扱う

※5「**ごく短期間**」→ 一般的には、2週間以上継続した場合、ごく短期間であったとは考えない